

# 山形市国民健康保険運営協議会会議録

1. 会議の名称 令和4年度第3回山形市国民健康保険運営協議会

2. 開催の日時及び場所

①日時：令和5年2月22日（水）午後3時00分から

②場所：山形市役所7階 701A・B会議室

3. 報告事項

(1) 令和3年度特定健康診査・特定保健指導の実施結果について

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金・国民健康保険税の減免状況について

(3) 山形市国民健康保険条例の一部改正について

(4) 令和5年度における国民健康保険税の改正について

4. 議事

(1) 令和5年度国民健康保険事業計画(案)について

(2) 令和5年度国民健康保険事業会計当初予算(案)について

5. 出席者 委員 第1号委員 櫻井委員、鈴木委員、横尾委員

第2号委員 佐谷委員

第3号委員 阿曾委員、高橋委員、石澤委員、西岡委員

第4号委員 佐藤委員

事務局 山口部長、佐藤課長、矢田目総括主幹、安倍補佐（兼）係長、尾形補佐（兼）

係長、高橋補佐（兼）係長、斉藤係長、村田主幹（成人保健担当 健康増進課）、

山口主幹、長谷川主査、石山主事

（欠席者 武田委員、山口委員、林委員、池野委員、山田委員）

6. 傍聴者の数 傍聴者 なし

7. 資料の名称 次第、委員名簿、事務局及び出席職員名簿、報告事項、議事、その他

8. 審議経過

## 山形市国民健康保険運営協議会会議録

開 会 午後3時

会長あいさつ

市民生活部長あいさつ

会議録署名委員の指名

議長より、鈴木委員、佐谷委員を指名（規則第7条の規定により2名を指名）

議 長 次第「4 報告事項」の「(1) 令和3年度特定健康診査・特定保健指導の実施結果について」事務局からの説明を求めます。

事 務 局 (佐藤課長) 資料に基づき説明

議 長 ただいまの説明について、質問などありましたら発言をお願いします。  
(質疑等なし)

議 長 次に「(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金・国民健康保険税の減免状況について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 (佐藤課長) 資料に基づき説明

議 長 この件について、質問や意見などありましたらお願いします。

委 員 (西岡委員) 傷病手当金についての確認ですが、令和5年5月8日以降に感染した場合は適用しないということでしょうか。

事 務 局 国の通知では、令和5年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行するため、財政支援は5月7日までに感染した方が対象になるとのことです。

議 長 よろしいでしょうか。次に「(3) 山形市国民健康保険条例の一部改正について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 (佐藤課長) 資料に基づき説明

議 長 この件について、質問や意見などありましたら発言をお願いします。  
(質疑等なし)

議 長 次に「(4) 令和5年度における国民健康保険税の改正について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 (佐藤課長) 資料に基づき説明

議 長 この件について、質問や意見などありましたら発言をお願いします。  
(質疑等なし)

議 長 次に「5 議事 (1) 令和5年度国民健康保険事業計画(案)について」事務局の説明を求めます。

- 事務局 (佐藤課長) 資料に基づき説明
- 議長 この件について、質問や意見などありましたら発言をお願いします。
- 委員 (佐藤委員) 14頁の2にあるデータヘルス計画については、令和5年度が第2期計画の最終年となっておりますので、第2期をしっかりと総括し、健診や医療費の情報、市民の方の健康リスクを掴んで、どこに課題があるのかを見出して第3期計画を策定いただきたいと思います。次に質問ですが、16頁の6にある国民健康保険の県単位化について、令和7年度から予定されている保険料水準の平準化を実施した後、山形市の国民健康保険税は上がるのか、下がるのか、見込みを掴んでいれば教えてください。また、県への納付金は平準化されますが、提供されるサービスは市町村によって差が出ることについて、県はどういった見解を持っているのでしょうか。
- 事務局 データヘルス計画については、山形市の課題を改めて洗い出し、策定していきます。保険料水準の平準化にかかる納付金ベースの統一については、数年前から県と各市町村が協議を進めてきたところです。今後は医療費水準格差の状況を踏まえた上で、段階的に統一を目指すとしています。また、保健事業のサービスの標準化については、課題として取り上げている段階であり、正式な協議はなされていないものと認識しています。
- 委員 (佐藤委員) 現段階でなかなか見えないところもあり、示すのも難しいかと思います。少しずつ分かってきた部分について、また情報提供いただければと思います。
- 議長 今後姿も見えてくると思うので、またその都度質問していただければと思います。
- 委員 (横尾委員) 13頁の3の滞納者に関してですが、実際どのくらいの人が保険証のない状況にあるのでしょうか。
- 事務局 毎年夏に行う一斉更新時の数字になりますが、短期被保険者証につきましては、該当者は令和3年度が1,751人、令和4年度が1,553人です。保険証を持たない、資格証明書を発行している方は令和3年度が87人、令和4年度が61人となっております。
- 委員 (佐谷委員) 健康診断について、先ほど報告事項で特定健康診査の令和3年度の実績が40.7%と示されていましたが、現在のところ令和4年度の値はこれより上がっているのでしょうか。目標値である54%は高くはないと思うのですが、もっと健診に行かなければと思ってもらえるような周知の方法について、何か計画されていることはあるのでしょうか。
- 事務局 令和4年度の値については、まだ出ていない状況であります。特定健康診査及び特定保健指導の実施について個別に勧奨通知を送付しており、来年度も継続いたしますが、新たな内容の追加等について次期データヘルス計画の中で検討してまいりたいと思います。

委員 (佐谷委員) 以前、会議の際に勸奨にはカラフルなハガキを送ると聞きましたが、今もそういうものを送っているのでしょうか。

事務局 特定健診の受診勸奨事業については、種類を分けて、対象の方に応じて勸奨する方法を現在も行っており、受診動向を踏まえながら毎年内容を検討、改善しております。データヘルス計画については、受診勸奨事業も含めてどのような結果が出ているか複数年での評価を行い、第3期に向けて変更していく部分もあるかと思いますが、受診勸奨の効果は毎年出ているものと認識しております。

議長 その他委員の皆様からありませんか。  
(質疑等なし)

議長 この件につきましては了承ということといたします。次に「(2) 令和5年度国民健康保険事業会計当初予算(案)について」事務局の説明を求めます。

事務局 (佐藤課長) 資料に基づき説明

議長 この件について、質問や意見などありましたら発言をお願いします。  
(質疑等なし)

議長 この件につきましては了承ということといたします。次に「6その他」について事務局から何かありますか。

議長 委員の方から何かありましたら発言をお願いします。

委員 (横尾委員) マイナンバーカードについてですが、市の特定健診を受診する際、マイナンバーカードは不可と書いてあり、なかなか保険証としての普及が進んでいないのかなと思ったのですが、現在の状況を教えていただけますでしょうか。

事務局 山形市の健診は、各地区での集団健診など公民館等に出向いて実施する場合もあり、マイナンバーカードで資格の確認が出来る環境が整っていないため、マイナンバーカードでの受付が出来ない状況です。

委員 (横尾委員) 健診機関での受診だったので可能かと思ったのですが、していないということですね。

議長 今後どのように進めようとしていますか。

事務局 この問題点については健診機関との打合せでも上がっており、今後の課題として関係機関と調整し、検討していく必要があると認識しています。

委員 (横尾委員) 山形新聞の1月の記事に、国民健康保険制度の発祥地は戸沢村であり、病気になってもお医者さんにかかれない方のため相互扶助の精神でスタートし、その2年後に国民健康保険法が施行されたとありました。市報などでも取り上げてはどうでしょうか。

- 事務局 国民皆保険制度の発祥地が戸沢村であることについて、国民健康保険の啓発時に内容等を検討してまいります。
- 委員 (佐谷委員) 薬局に勤務していますが、マイナンバーカードを持って医療機関にかかっている方は、現在1日に1人か2人です。カードを持参していただければ他院での投薬の状況などもわかるのですが、カードの普及率とは別に、カードをもって医療機関に行く意識がないように感じます。落としたりダメだから家にしまっているという方もおり、取得率ではなく保険証としての利用率を把握いただきたいと思います。
- 事務局 実際の利用率は把握できていない状況です。事業計画案にもありましたように、重複多剤服薬の予防や医療費が安価になるといった保険証利用のメリットについて啓発していきたいと考えております。
- 議長 今のような実態もあるということで、関係機関と相談等していただき、より良い方向に向け取り組んでいただきたいと思います。
- 議長 その他委員の皆様からありませんか。
- 議長 大変よい意見をいただきました。事務局でもこれを踏まえて改善等していただければと思います。以上で終了とし、議長の職を降ろさせていただきます。進行にご協力いただきありがとうございました。
- 閉会 午後4時10分